

福島原子力発電所事故（東日本大震災）に関連する消防の対応について（第 64 報）

平成 23 年 4 月 15 日（金）7 時 00 分
消 防 庁 災 害 対 策 本 部

1 消防機関の活動

(1) 緊急消防援助隊の規模（実派遣総数）

東京消防庁	72 隊	370 人
大阪市消防局	17 隊	53 人
横浜市消防局	9 隊	67 人
川崎市消防局	12 隊	36 人
名古屋市消防局	6 隊	34 人
京都市消防局	11 隊	40 人
神戸市消防局	7 隊	55 人
※これら 7 消防本部の活動の調整については、東京消防庁が担当。		
新潟市消防局	1 隊	4 人
浜松市消防局	1 隊	5 人

(2) 緊急消防援助隊及び地元消防本部等の活動状況

① 発電所対応

- 原子力保安院からの要望を受けて、福島県原子力災害対策センターにいわき市消防本部及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部が参画（3 月 12 日）
- 原子力安全・保安院から施設を冷却するための装備を持った部隊を派遣してほしいとの要請があり、消防庁長官から、東京消防庁のハイパーレスキュー隊（海水放水能力毎分 3,500ℓ 2 隊を含む）及び仙台市消防局の特殊装備部隊（海水放水能力毎分 4,250ℓ 1 隊を含む）の緊急消防援助隊としての派遣を要請→出動途上において原子力安全・保安院の要請取り消しにより、両消防本部に対する出動要請を解除（3 月 12 日）
- 官房長官指示により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、合計 4 台の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与。
 - 郡山地方広域消防組合消防本部（2 台） 3 月 13 日 20 時 45 分到着
 - いわき市消防本部（1 台） 3 月 14 日 0 時 45 分到着
 - 須賀川地方広域消防本部（1 台） 3 月 14 日 0 時 45 分到着
- 官房長官指示により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、合計 8 台（総計 12 台）の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与。
 - 米沢市消防本部（1 台） 3 月 14 日 21 時 45 分到着
 - 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（1 台） 3 月 14 日 19 時 10 分到着
 - 宇都宮市消防本部（2 台） 3 月 14 日 21 時 50 分到着
 - さいたま市消防局（2 台） 3 月 15 日 1 時 15 分到着
 - 新潟市消防局（2 台） 3 月 14 日 23 時 45 分到着
- 被災地での要救助者等のスクリーニングのため、消防庁から依頼し東京都より 1 万枚（3 月 14 日受領、3 月 16 日発送）、千葉市消防局より 3 千枚（3 月 15 日受領、発送）のトリアージタグの提供を受け、それを福島県の DMA T 事務局へ提供。そのうち 1,000 枚は J ビレッジにおいて保管。（3 月 30 日）
- 福島第一原子力発電所から 4 号機において火災が発生した旨の通報があり、双葉地方広域市町村圏組合消防本部から 6 隊 21 人が消火のため順次出動→自然鎮火した模様（3 月 16 日）

- ・総理大臣から東京都知事に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、都知事がそれを受諾（3月17日夜）。それを受けて消防庁長官から、東京消防庁のハイパーレスキュー隊等の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月18日0時50分）。→東京消防庁から特殊災害対策車等30隊139人が出場（3月18日3時20分）→福島第一原子力発電所に到着（3月18日17時33分）
- ・総務大臣から大阪市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、大阪市長がそれを受諾（3月18日20時10分）。それを受けて消防庁長官から、大阪市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月18日20時10分）。→遠距離対応送水システム及び消防車等17台53人が出場（3月19日17時24分）。→いわき市立総合体育館に全隊集結（3月20日10時50分）
- ・東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所3号機に対し放水実施（3月19日0時30分頃から約20分間、放水実績約60t）
- ・福島第一原子力発電所に対応中の部隊の交代要員として東京消防庁の14隊102人が常磐自動車道（下り）守谷サービスエリア駐車場に集結（3月19日8時20分）
- ・東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所3号機に対し2回目の放水実施（3月19日14時05分から3月20日3時40分：当初予定7時間のところ実績14時間、放水実績約2,430t）
- ・総務大臣から横浜市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、横浜市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、横浜市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月19日15時30分）。
- ・総務大臣から川崎市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、川崎市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、川崎市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月19日16時30分）。
- ・福島第一原子力発電所での対応に伴う除染活動を支援するため、消防庁長官から、新潟市消防局及び浜松市消防局の大型除染システム部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月20日16時00分）。
- ・東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所3号機に対し3回目の放水実施（3月20日21時30分から3月21日3時58分まで約6時間30分、放水実績約1,137t）
- ・緊急消防援助隊（東京消防庁及び大阪市消防局）が3号機への放水活動のため、発電所まで出動したが、2、3号機の発煙により活動中止（3月21日）。以降の福島第一原発での緊急消防援助隊の活動（除染を除く）の調整については東京消防庁が担当。
- ・浜松市消防局（1隊5人、3月21日20時00分）、新潟市消防局（1隊4人、3月22日4時00分）、横浜市消防局（9隊67人、3月22日8時00分）がそれぞれ出発。→浜松市消防局（3月22日6時55分）、新潟市消防局（3月22日8時38分）がそれぞれJビレッジ到着。横浜市消防局（3月22日12時40分）がJビレッジに到着。
- ・総務大臣から名古屋市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、名古屋市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、名古屋市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月22日13時40分）。
- ・総務大臣から京都市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、京都市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、京都市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月22日13時50分）。
- ・総務大臣から神戸市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、神戸市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、神戸市消防局の特殊車

両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月22日14時00分）。

- ・緊急消防援助隊（東京消防庁及び大阪市消防局）が福島第一原子力発電所3号機に対し4回目の放水実施（3月22日15時10分から3月22日16時00分：放水実績約150t）。
- ・浜松市消防局及び新潟市消防局が、大型除染システムの東京電力による設営作業を支援（3月22日11時00分）。→東京電力による除染設備、除染体制が整ったため業務を終了（3月23日17時10分時点）。
- ・東京消防庁から第三陣7隊32人が、いわき市立総合体育館に到着（3月22日13時10分）
- ・内閣官房の依頼により、消防庁から東京消防庁に協力要請し、消防ポンプ自動車1台を東京電力に貸与（3月22日20時27分）。
- ・緊急消防援助隊（横浜市消防局（東京消防庁が支援））が福島第一原子力発電所3号機に対する5回目の放水のためJビレッジを出発（3月23日15時15分）。→福島第一原子力発電所3号機から黒煙を確認したため作業中止（3月23日16時35分時点）
- ・川崎市消防局（12隊36人）が3月24日8時出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月24日13時40分）
- ・緊急消防援助隊（川崎市消防局（東京消防庁が支援））が福島第一原子力発電所3号機に対し5回目の放水実施（3月25日13時28分から16時00分：放水実績約450t）（累計約4,227t）
- ・名古屋市消防局（6隊34人）が3月25日22時27分出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月26日12時30分）
- ・東京消防庁から第四陣7隊33人（3月25日16時10分及び3月26日20時05分着の1隊4人を含む）が、いわき市立総合体育館に到着。
- ・京都市消防局（11隊40人）が3月27日9時40分出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月28日13時30分）
- ・東京消防庁から第五陣5隊29人が、いわき市立総合体育館に到着（3月28日14時50分）
- ・神戸市消防局（7隊53人）が3月29日10時20分出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月30日13時55分）
- ・東京消防庁から第六陣9隊35人が、いわき市立総合体育館に到着（3月31日14時10分）
- ・福島原発発電所事故対策統合本部との調整を踏まえ、いわき市に進出拠点を確保した上で、首都圏の大都市の消防本部がそれぞれの消防本部で待機し、即応体制を確保（4月2日～）
- ・福島第一原子力発電所1～4号機放水口サンプリング建屋1階（放射線モニタリング予備電源のバッテリー及び配線）において出火
→双葉地方広域市町村圏組合消防本部が覚知し出動（4月12日6時48分覚知）
→東京電力職員が消火器により消火、鎮火（4月12日9時12分時点）

② 搬送対応

- ・福島第一原子力発電所1号機において爆発が発生、負傷者4人を東京電力が病院へ搬送（3月12日）

- ・福島第二原子力発電所 3 km 圏内の住民を避難させるため双葉地方広域市町村圏組合消防本部が要援護者等の搬送支援を実施（3 月 12 日）
 - ・福島第一原子力発電所から 1 0 km 圏内の病院の入院患者（自力避難困難者 2 1 人）と病院関係者の避難を滋賀県隊、岐阜県隊及び安達地方広域行政組合消防本部救急隊が自衛隊とともに実施（3 月 12 日）
 - ・3 月 1 4 日 1 1 時 0 1 分頃、福島第一原子力発電所 3 号機において白煙が発生、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の救急隊 2 隊及び救助隊 1 隊が出動し、負傷者 6 人を搬送（3 月 14 日 14 時 50 分時点）
 - ・福島県災害対策本部から屋内退避区域（2 0 ～ 3 0 km）にある病院からの一部患者の搬送について緊急消防援助隊に支援要請。→緊急消防援助隊を福島県に派遣する消防本部のうち、静岡市消防局及び岐阜市消防本部に消防庁長官から屋内退避区域内での活動について協力要請（3 月 17 日）
 - ・福島第一原子力発電所から 2 0 ～ 3 0 km 圏内又は周辺地域の病院・施設等からの搬送を地元消防機関及び緊急消防援助隊により実施（3 月 17 日～、詳細は別紙 1 参照）
 - ・3 号機で放射線の暴露を受けた作業員 3 人のうち 2 人を、消防庁が派遣している山口芳裕医師（杏林大学救急医学教授）及び森村尚登医師（横浜市立大学救急医学教授）が J ビレッジにて診察、除染指示。双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、除染を行い、福島県立医科大学へ搬送（3 月 24 日）（その後 3 号機で放射線の暴露を受けた作業員 3 人をワゴンタクシーにて独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉県）へ搬送（同研究所医師同乗）（3 月 25 日））
 - ・福島県内屋内退避区域（福島第一原子力発電所から 2 0 ～ 3 0 km）からの自主避難支援のため、7 県隊からなる 7 5 隊の救急搬送体制を、1 0 都県からなる約 1 0 0 隊の体制へと強化（3 月 26 日）
 - ・福島県内の救急搬送体制（緊急消防援助隊 救急部隊 計 107 隊）（3 月 26 日 15 時時点）群馬県 8 隊、栃木県 6 隊、埼玉県 1 5 隊、東京都 1 0 隊、千葉県 1 0 隊、神奈川県 2 0 隊、岐阜県 6 隊、静岡県 1 4 隊、滋賀県 9 隊、茨城県 9 隊
 - ・福島第一原子力発電所から 2 0 ～ 3 0 km 圏内の在宅（巡回）診療の実施に際し、緊急消防援助隊の救急救命士が、搬送が必要な場合の連絡調整員として各チームに 1 人同乗し、活動実施。必要に応じ、消防機関が搬送を実施（4 月 4 日～、詳細は別紙 2 参照）
 - ・福島第一原発で作業中に体調不良となった作業員 1 人を、東京電力が J ビレッジへ搬送し、その後、双葉地方広域市町村圏組合消防本部が、J ビレッジからいわき市立総合磐城共立病院へ搬送（4 月 7 日）
 - ・福島第一原発で作業中に体調不良となった作業員 1 人を、東京電力が J ビレッジへ搬送し、その後、双葉地方広域市町村圏組合消防本部が、J ビレッジから福島労災病院（いわき市）へ搬送（4 月 9 日）
 - ・福島第一原発で作業中に体調不良となった作業員 1 人を、東京電力が J ビレッジへ搬送し、その後、双葉地方広域市町村圏組合消防本部が、J ビレッジからいわき市立総合磐城共立病院へ搬送（4 月 10 日）
- ③ その他
- ・大熊町のホテルウィルでぼや火災が発生（3 月 31 日 14 時 59 分覚知）。双葉広域市町村圏組合消防本部が出場。→鎮火（3 月 31 日 17 時 12 分）→双葉広域市町村圏組合消防本部が火災原因調査を実施（4 月 1 日 13 時 00 分～）

2 消防庁の対応

福島県関係の対応状況は以下のとおりである。

3月11日 16時30分 消防庁職員2人（出張中）を福島県に派遣
→21時15分福島県庁到着

3月12日 9時00分 政府調査団の一員として消防庁職員1人を福島県に派遣

3月13日 「救急搬送に伴う放射能汚染に係る情報提供等について（事務連絡）」を各都道府県に対して連絡

3月14日 1時00分 「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施について（消防庁災害対策本部通知）」を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡

3時00分 「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡

11時25分 「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について（事務連絡）」を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡

3月15日 14時00分 「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施について（消防庁災害対策本部通知）」を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡

「東北電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡

23時50分 「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について（事務連絡）」を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡

3月17日 7時00分 福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班を設置

3月18日～ 福島第一原子力発電所対応のため消防庁職員1人を福島県へ派遣（3月18日～4月2日）

3月18日 18時00分 東京消防庁や消防庁が福島第一原子力発電所で活動する消防職員の健康チェックを行うため、救急専門医を交替で派遣（3月18日～4月1日）

3月20日 16時00分 消防庁災害対策本部に原発特命班を設置

3月23日 10時00分 消防庁が、消防職員の暴露放射線線量の推計を行うとともに専門的見地からのアドバイス等を行うため、診療放射線技師を派遣（3月23日～4月2日）

3月27日 消防庁長官がJビレッジ及びいわき市立総合体育館にて緊急消防援助隊等の状況を現地確認

4月 1日 消防庁長官が宮城県及び福島県にて緊急消防援助隊等の状況を現地確認

4月 2日 有事即応のため、東京消防庁からヘリで活動隊員を早期投入し活動できるよう、いわき市消防本部へ消防車両等の管理を依頼

<参考>

1 福島第一原子力発電所の状況 (4月14日17:00現在)

	1号機 ※INES 評価レベル 7	2号機 ※INES 評価レベル 7	3号機 ※INES 評価レベル 7
主要事象等	《3月》 11日 15:42 10条通報 (全交流電源喪失) 11日 16:36 15条事象発生 (非常用炉心冷却装置注水不能) 12日 01:20 15条事象発生 (格納容器圧力異常上昇) 12日 10:17 ベント開始 12日 15:36 水素爆発 12日 20:20 原子炉への海水注入開始 22日 11:20 圧力容器温度上昇 24日 11:30 中央制御室の照明が点灯 25日 15:37 原子炉への淡水注水開始 27日 07:30 タービン建屋の溜まり水を復水器へ移送 31日 09:20 トレンチ内滞留水の排水 31日 12:00 復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送開始 31日 13:03 使用済燃料プールへ注水開始	《3月》 11日 15:42 10条通報 (全交流電源喪失) 11日 16:36 15条事象発生 (非常用炉心冷却装置注水不能) 13日 11:00 ベント開始 14日 13:25 15条事象発生 (原子炉冷却機能喪失) 14日 16:34 原子炉への海水注入開始 14日 22:50 15条事象発生 (格納容器圧力異常上昇) 15日 00:02 ベント開始 15日 06:10 圧力抑制室付近で異音発生 15日 06:20 頃 圧力抑制室損傷の疑い 15日 08:25 白煙発生 20日 15:05 使用済燃料プールへ注水開始 26日 10:10 原子炉への淡水注水開始 26日 16:46 中央制御室の照明が点灯 29日 16:45 復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送	《3月》 11日 15:42 10条通報 (全交流電源喪失) 13日 05:10 15条事象発生 (非常用炉心冷却装置注水不能) 13日 08:41 ベント開始 13日 13:12 原子炉への海水注入開始 14日 05:20 ベント開始 14日 07:44 15条事象発生 (格納容器圧力異常上昇) 14日 11:01 水素爆発 17日 09:48 使用済燃料プールへ注水開始 22日 22:46 中央制御室の照明が点灯 25日 18:02 原子炉への淡水注水開始 28日 17:40 復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送
	《4月》 3日 12:18 原子炉への注入仮設電動ポンプの電源を電源車から本設電源へ切替 7日 01:31 1号機原子炉格納容器内へ窒素ガス注入を開始 10日 09:30 復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了 14日 12:20 <u>1、2号機スクリーン前面及び取水口前へのシルトフェンスを設置完了</u>	《4月》 2日 16:25 取水口付近ピットからの水漏れに関し、コンクリート注入による止水作業開始 2日 17:10 復水器から復水貯蔵タンクへの水の移送開始 3日 12:18 原子炉への注入仮設電動ポンプの電源を電源車から本設電源へ切替 5日 15:07 2号機取水口付近のピット側面のコンクリート部分からの漏水に関し、取水口付近のピット周辺に穴を開け、凝固剤を注入 (6日 05:38 分頃、汚染水の海への流出停止を確認) 9日 13:10 復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了 13日 17:04 タービン建屋トレンチにある高レベル滞留水を復水器へ移送完了 14日 12:20 <u>1、2号機スクリーン前面及び取水口前へのシルトフェンスを設置完了</u>	《4月》 3日 12:18 原子炉への注入仮設電動ポンプの電源を電源車から本設電源へ切替 13日 13:50 <u>3、4号機スクリーン前面へのシルトフェンスを設置完了</u>

	4号機 ※INES 評価レベル 3	5号機	6号機
主要事象等	《3月》 14日 04:08 使用済燃料プール水温度が84℃に上昇 15日 09:38 火災発生 16日 05:45 火災発生 20日 08:21 使用済燃料プールへ注水開始 29日 11:50 中央制御室の照明が点灯 13日 13:50 3、4号機スクリーン前面へのシルトフェンスを設置完了	《3月》 19日 05:00 残留熱除去系ポンプで使用する済燃料プール冷却開始 20日 14:30 冷温停止 22日 19:41 外部電源に切替完了	《3月》 19日 22:14 残留熱除去系海水ポンプで使用する済燃料プール冷却開始 20日 19:27 冷温停止 22日 19:41 外部電源に切替完了 《4月》 1日 13:40 6号機廃棄物処理施設設備の床の溜まり水を5号機の復水器へ移送開始

2 避難指示等

- 3月11日 21:23 総理指示：福島第一発電所の半径3 km圏内の避難、3 km～10 km圏内の屋内退避
- 3月12日 05:44 総理指示：福島第一発電所の半径10 km圏内の避難
- 3月12日 07:45 総理指示：福島第二発電所の半径3 km圏内の避難、3 km～10 km圏内の屋内退避
- 3月12日 17:39 総理指示：福島第二発電所の半径10 km圏内の避難
- 3月12日 18:25 総理指示：福島第一発電所の半径20 km圏内の避難
- 3月15日 11:06 総理指示：福島第一発電所の半径20～30 km圏内の屋内退避
- 3月25日 11:46 官房長官会見：屋内退避区域内住民の自主避難の積極的な促進
- 4月11日 16:09 官房長官会見：「計画的避難区域」の設定
国際放射線防護委員会(ICRP)と国際原子力機関(IAEA)の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値(年間20～100mSv)を考慮して、事故発生から1年の期間内に積算線量が20mSvに達するおそれのある区域を「計画的避難区域」とする。
「緊急時避難準備区域」の設定
現在の「屋内退避区域」で「計画的避難区域」に該当する区域以外の区域を「緊急時避難準備区域」とする。
- 4月11日 17:25 総理指示：被災状況、特に原発の状況の確認に全力を挙げるとともに、人命救助に全力を挙げること。
- 4月12日 14:13 総理指示：人命救助に全力を挙げるとともに、被災状況、特に原発の状況の確認に全力を挙げること。

3 宮城県沖を震源とする地震(4月7日23時32分頃発生)に際しての原子力発電所等の状況

- ・東通発電所(定期検査のため停止中)では、外部電源が遮断し、非常用ディーゼル発電機による給電を実施(4月8日3時30分復旧)
原子炉建屋地下1階の非常用ディーゼル発電機(B)燃料循環ポンプ付近に軽油約200リットルが漏えい(4月9日7時00分復旧)
冷却等に影響なし(4月9日12時00分時点)
- ・六ヶ所再処理事業所では、外部電源が遮断し、非常用ディーゼル発電機による給電を実施(安全上必要な施設について外部電源復旧4月8日14時58分)冷却等に影響なし(4月9日10時15分時点)

- ・福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所ともに異常なし（4月8日18時40分時点）
- ・女川原子力発電所（1～3号機冷温停止中）では、外部電源が一部遮断したが冷却等に影響なし。地震の揺れにより使用済み燃料プールから床面に水が溢れた（対応済み）（4月9日12時00分時点）
- ・日本原子力発電株式会社東海第二発電所について異常なし（4月8日1時00分時点）

屋内退避区域（20～30km）又は周辺地域の病院・施設等からの搬送状況（消防機関対応分）一覧

月日		病院等名	消防機関 搬送者数	対応状況
3月	17日	雲雀ヶ丘病院 （南相馬市）	5	入院患者5人を県内応援隊5隊により、除染ポイントへ搬送。 →滋賀県隊5隊により受入先に搬送。
		渡辺病院 （南相馬市）	5	入院患者22人を陸自が除染ポイントへ搬送。 →うち5人を静岡県隊5隊により受入先へ搬送。 （参考：残り17人は陸自マイクロバスで受入先へ搬送）
	18日	※ 鹿島厚生病院 （南相馬市）	29	入院患者29人を滋賀県隊（8人）、静岡県隊（10人）、岐阜県隊（6人）、群馬県隊（5人）により受入先へ搬送。
		※ 老健施設「厚寿苑」 （南相馬市）	3	入所者3人を群馬県隊（2人）、静岡県隊（1人）により受入先へ搬送。
		南相馬市立総合病院 （南相馬市）	5	入院患者5人を県境で県内応援隊から新潟県内隊に引き継ぎ、受入先へ搬送。
	19日	小野田病院 （南相馬市）	18	歩行不可の18人を陸自が除染ポイントへ搬送。 →県内応援隊（12人）及び静岡県隊（6人）により受入先に搬送。
		※ 鹿島厚生病院 （南相馬市）	1	1人を緊急消防援助隊（千葉市ヘリ）により受入先へ搬送。
		南相馬市立総合病院 （南相馬市）	29	①歩行不可の20人を陸自が除染ポイントへ搬送。 →岐阜県隊（6人）、群馬県隊（5人）、滋賀県隊（8人）、 静岡県隊（1人）により新潟県消防学校へ搬送。 →新潟県消防学校からは、新潟県内隊が受入先へ搬送。 ②歩行不可の3人を陸自が除染ポイントへ搬送。 →静岡県隊（3人）により福島医大へ搬送。 （参考：その他、陸自で6人を福島医大へ） →（20日）消防及び陸自で搬送した9人中、6人を消防防災ヘリ3隊で2人づつ搬送。2人は、群馬県隊（2隊）により搬送。残り1人は病院に残留。
				南相馬市立総合病院 （南相馬市）
	20日	大町病院 （南相馬市）	13	歩行不可の13人を地元消防等が除染ポイントへ搬送。 →海保のヘリで福島医大グランドまで搬送し、神奈川県隊（3隊）で福島県立医科大学病院へ搬送。 →（21日）福島県立医大病院から神奈川県隊（7人）及び県内応援隊（6人）により13人を受入先へ搬送。
		大町病院 （南相馬市）	29	歩行不可50人について自衛隊と相馬消防の救急車3台で除染ポイントへ搬送。 →うち29人は静岡県隊（6人）、岐阜県隊（6人）、滋賀県（9人）及び神奈川県隊（8隊）で受入先へ搬送。 （参考：その他、陸自で21人を受入先へ搬送）
	22日	特養「長寿荘」 （南相馬市）	4	入所者4人を相馬広域消防本部が除染ポイントへ搬送。 →4人は群馬県隊4隊により受入先へ搬送。
		老健施設「長生院」 （南相馬市）	12	入所者12人を相馬広域消防本部が除染ポイントへ搬送。 →8人は静岡県隊1隊、岐阜県隊2隊、滋賀県隊5隊により福島消防信夫分署へ搬送。うち6人は状態が良くないため群馬県隊4隊、2人は福島市消防により福島市内の病院へ搬送。 （参考：信夫分署からは、新潟県長岡市の施設の搬送車両により当該施設へ移送）
	23日	※ 松村病院 （いわき市）	1	1人を緊急消防援助隊（京都市ヘリ）により受入先へ搬送。
	24日	※ 長春館病院 （いわき市）	48	入院患者48人を、県内応援隊（8隊）、緊援隊（千葉県隊3隊、岐阜県隊2隊、神奈川県隊4隊、滋賀県隊2隊、静岡県隊2隊、群馬県隊2隊）により受入先へ搬送。
		※ 福島県立医科大学 （福島市）	1	1人を緊急消防援助隊（千葉市ヘリ）により受入先へ搬送。
		※ 福島労災病院 （いわき市）	1	1人を緊急消防援助隊（京都市ヘリ）により受入先へ搬送。
		※ 長春館病院 （いわき市）	57	入院患者57人は、緊援隊（千葉県隊6隊、岐阜県隊3隊、神奈川県隊8隊、滋賀県隊6隊、静岡県隊6隊、群馬県隊3隊）により受入先へ搬送。
	25日	※ 福島県立医科大学 （福島市）	14	入院患者14人を、県内応援隊（4隊）、緊援隊（神奈川県隊3隊、滋賀県隊1隊、岐阜県隊1隊、静岡県隊3隊、群馬県隊1隊、千葉県隊1隊）により受入先へ搬送。
		※ 福島県立医科大学 （福島市）	15	入院患者15人を、県内応援隊（4隊）、緊援隊（神奈川県隊3隊、滋賀県隊1隊、岐阜県隊1隊、静岡県隊4隊、群馬県隊1隊、千葉県隊1隊）により受入先へ搬送。
	26日	※ 総合磐城共立病院 （いわき市）	1	1人を緊急消防援助隊（福井県ヘリ）により受入先へ搬送。
		※ 相馬総合病院 （相馬市）	2	入院患者2人を緊援隊（神奈川県隊2隊）により受入先へ搬送。
	28日	※ 舞子浜病院 （いわき市）	1	入院患者1人を緊援隊（群馬県ヘリ）により受入先へ搬送。
		※ 相馬総合病院 （相馬市）	4	入院患者4人を緊援隊（静岡県隊1隊、群馬県隊1隊、茨城県隊1隊、千葉県隊1隊）により受入先へ搬送。
	30日	※ 相馬総合病院 （相馬市）	2	入院患者2人を緊援隊（東京都隊1隊、埼玉県隊1隊）により受入先へ搬送。
		※ 総合磐城共立病院 （いわき市）	1	1人を緊急消防援助隊（大阪市ヘリ）により受入先へ搬送。
	4月	1日	※ 福島県立医科大学 （福島市）	1
合 計			324	

（注）※がついている病院等は、30km圏外

屋内退避区域（20～30km）内の自宅療養者等の搬送状況（消防機関対応分）一覧

月日		自宅療養者住所	消防機関 搬送者数	対応状況
4月	4日	田村市	1	自宅療養者1人を郡山地方広域組合消防本部により受入先へ搬送。
	5日	南相馬市	1	自宅療養者1人を神奈川県隊により受入先へ搬送。
	13日	南相馬市	1	自宅療養者1人を神奈川県隊により受入先へ搬送。
合 計			3	